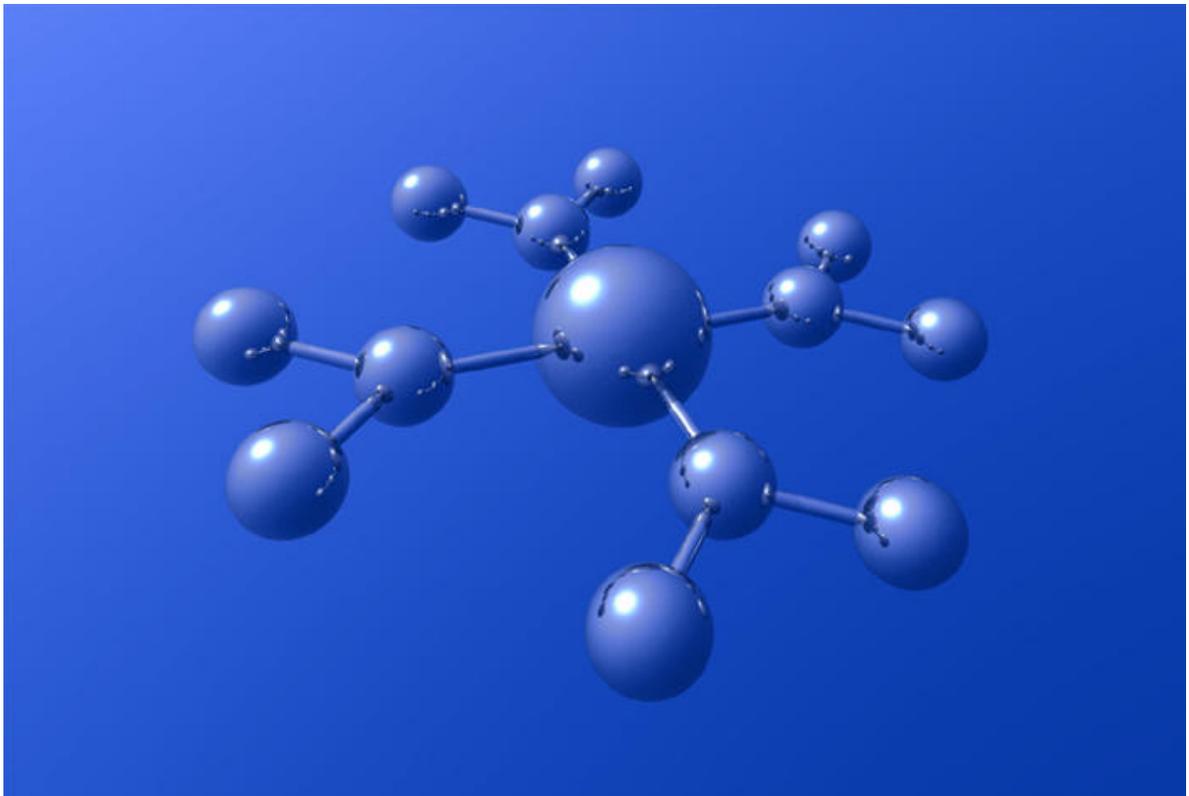


柏崎市公害防止に関する指導書

《悪臭編》



令和8（2026）年3月

柏崎市市民生活部環境課

目 次

1	法律の目的	1
(1)	悪臭防止法	1
(2)	特定悪臭物質	1
(3)	悪臭防止法の改正	1
2	地域の指定	1
(1)	規制地域の区分	1
3	規制等	2
(1)	規制基準	2
(2)	測定方法	3
(3)	規制基準の遵守義務	3
(4)	改善勧告及び改善命令	3
(5)	罰則	3
(6)	都道府県知事に対する要請	4
(7)	事故時の措置	4
4	悪臭防止対策の推進	4
(1)	国民の責務	4
(2)	悪臭が生ずる物の焼却の禁止	4
(3)	水路等における悪臭の防止	4
(4)	国及び地方公共団体の責務	4
5	新潟県生活環境等の保全に関する条例	4
(1)	悪臭の防止への配慮	4
(2)	屋外における焼却行為の制限	5
6	特定悪臭物質のにおいと主な発生源	5
7	悪臭防止法の体系	6
8	悪臭防止法規制地域図	7～8

1 法律の目的

悪臭は、人の感覚に直接訴える公害であり、以前から住民の健康で文化的な生活環境を損なうものとして問題にされてきました。そのため悪臭については「悪臭防止法」と「新潟県生活環境の保全等に関する条例」により規制がされています。

新潟県では、悪臭防止法に基づく規制方法を「物質濃度規制」で行ってきましたが、平成16年4月1日から「臭気指数規制」に変更しました。

悪臭を防止するには、まず悪臭の発生が少ない原材料を選定するとともに、製造、加工工程を改善して、悪臭の発生を少なくすることが大切です。それでも発生する場合は、脱臭装置等を使用して周辺住民が不快感をもつことがないように除去する必要があります。

(1) 悪臭防止法（昭和46年6月法律第91号）

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。（第1条）

(2) 特定悪臭物質（第2条1項）

特定悪臭物質規制とは、通常悪臭の発生源として問題になることの多い事業所から排出される悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、硫化水素などの不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質を特定悪臭物質として政令で指定し、その濃度によって規制を行う方法です。

特定悪臭物質として、22物質が現在、指定されています。内訳は、昭和47年5月アンモニア等5物質が指定され、昭和51年9月アセトアルデヒド等3物質が指定され、平成元年9月ノルマル吉草酸等4物質が指定され、平成5年6月トルエン等10物質が指定されています。

(3) 悪臭防止法の改正（平成7年4月）

悪臭の原因となる代表物質の濃度に着目した規制手法に対して以下の問題が指摘されました。

- ① ある発生源から規制基準を下回る特定悪臭物質が多種排出され、個々のにおいの相加・相乗等の効果により人の嗅覚により強く感じられて悪臭苦情の原因となるケースが生じている。
- ② 多種多様な未規制の悪臭原因物質については実効性のある対応が困難である。

このような問題に適切に対応するため、特定悪臭物質の濃度を機器を用いて測定する従来の方式（機器測定法）だけでなく、これに代えて、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて総合的に測定する方式（嗅覚測定法）も採用できる仕組みの導入を内容とする改正を行いました。（第2条2項）

また、この改正には、国民一人ひとりが日常生活に起因する悪臭の防止に努めなければならない旨の責務規定、地方公共団体による住民の努力に対する支援、国による知識の普及等の総合的施策の実施等の規定が追加されました。（第14条～第19条）

2 地域の指定

悪臭防止法第3条に基づき、新潟県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域、その他の地域を、事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域とし指定しています。

(1) 規制地域の区分

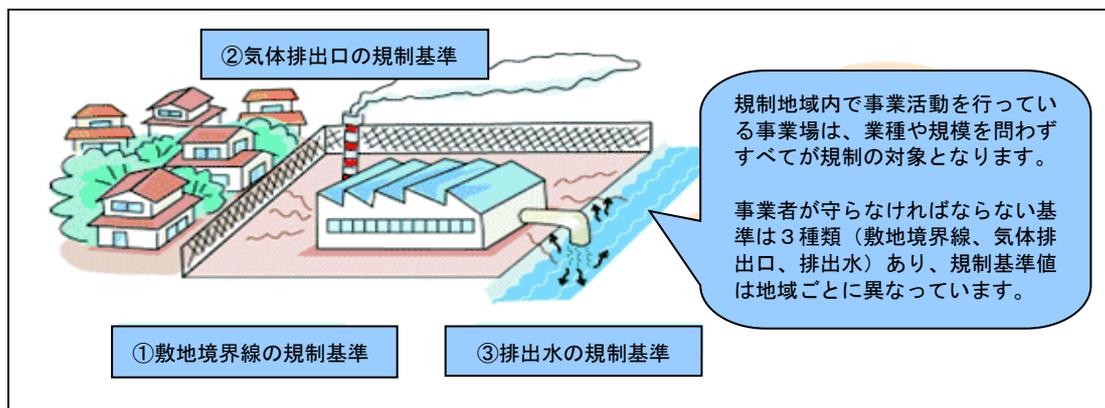
規制地域を土地の利用実態に応じて第1種～第3種に区分し、区分ごとに規制基準を設定しています。

区域の区分	内 容
1 種区域	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域、 商業地域 ●これらに相当する地域
2 種区域	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による 準工業地域及び工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域 ●これらに相当する地域
3 種区域	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による 工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域 ●これらに相当する地域

3 規制等

(1) 規制基準

悪臭防止法第 4 条に基づき、新潟県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分して規制基準を定める規定となっています。



① 敷地境界線の規制基準（悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号）

区 分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
許容限度（臭気指数）	1 0	1 2	1 3

② 気体の排出口の規制基準（悪臭防止法第 4 条第 2 項第 2 号）

敷地境界線の規制基準を基に、気体排出口の高さや周辺の建物による影響など気体排出口における臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として算出される値）又は臭気指数の許容限度として定めます。

なお、気体排出口の高さによって臭気の大气拡散が異なるため気体排出口の高さが15m以上の施設と15m未満の施設とに分けて、算出方法を定めています。

ア 15m以上の場合

- ・指標 : 臭気排出強度
- ・大気拡散式: 建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

イ 15m未満の場合

- ・指標 : 臭気指数
- ・大気拡散式: 流量を測定しない簡易な方法

③ 排出水の規制基準（悪臭防止法第4条第2項第3号）

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	26	28	29

（2）測定方法

臭気指数の測定は、人の嗅覚（鼻）を用いて測定する悪臭の強さに関する指標であり、平成7年の悪臭防止法の改正によって導入されました。気体の臭気指数については「3点比較式臭袋法」で、液体については「3点比較式フラスコ法」で測定します。

具体的には、6人以上のパネル（においを嗅ぐ人）が用意された3つの袋（フラスコ）を嗅ぎ、においが入っている1つの袋（フラスコ）を当てるもので、無臭空気（無臭水）により徐々に希釈していき、においが入っていない袋（フラスコ）が嗅ぎ当てられなくなったときの希釈倍数をもとに、臭気指数を算出します。

（臭気指数）

においのある空気（水）を無臭の空気（水）でにおいの感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）を対数で表示したものです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

（3）規制基準の遵守義務（悪臭防止法第7条）

規制地域内に事業場（業種や規模を問わず全てが対象）を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければなりません。

（4）改善勧告及び改善命令（悪臭防止法第8条）

① 改善勧告（第1項）

市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができます。

② 改善命令（第2項）

改善勧告を受けた者がこれに従わないときは、市町村長は、期限を定めて、改善勧告に係る改善措置の全部又は一部についての改善措置をとるべきことを命じることができます。

（5）罰則（悪臭防止法第25条～31条）

改善命令に従わない場合は罰則の対象となります。

(6) 都道府県知事に対する要請（悪臭防止法第9条）

市町村長は、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、新潟県知事に対し、規制地域を指定し、若しくは規制基準を設定し、若しくは強化すべきことを要請し、又は関係市町村に対し、悪臭原因物を排出する事業所について第8条第1項若しくは第2項の規定による措置を執るべきことを要請することができます。

(7) 事故時の措置（悪臭防止法第10条）

規制地域内の事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、また、そのおそれが生じたときは、その設置者は、事故の状況を市町村長に通報するとともに、応急措置、復旧措置をとらなくてはなりません。（第1項）

また、悪臭により住民の生活環境が損なわれる又は損なわれるおそれがあると認められる場合は、市町村長は設置者に対し、応急措置をとるべきことを命じることができます。（第3項）

4 悪臭防止対策の推進

(1) 国民の責務（第14条）

住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければなりません。

(2) 悪臭が生ずる物の焼却の禁止（第15条）

住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはなりません。

(3) 水路等における悪臭の防止（第16条）

下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければなりません。

(4) 国及び地方公共団体の責務（第17条）

地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければなりません。

5 新潟県生活環境の保全等に関する条例

新潟県生活環境の保全等に関する条例では、特定施設に対し「臭気濃度規制」で規制してきましたが、平成16年4月1日から悪臭防止法に基づく規制方法を「臭気指数規制」に変更したことにより同条例の規制については、平成16年3月31日で廃止になり、悪臭防止法で一本化されました。

なお、以下の内容については、条例として残されています。

(1) 悪臭の防止への配慮（第109条）

県民は、日常生活に伴って発生する悪臭により周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮しなければなりません。

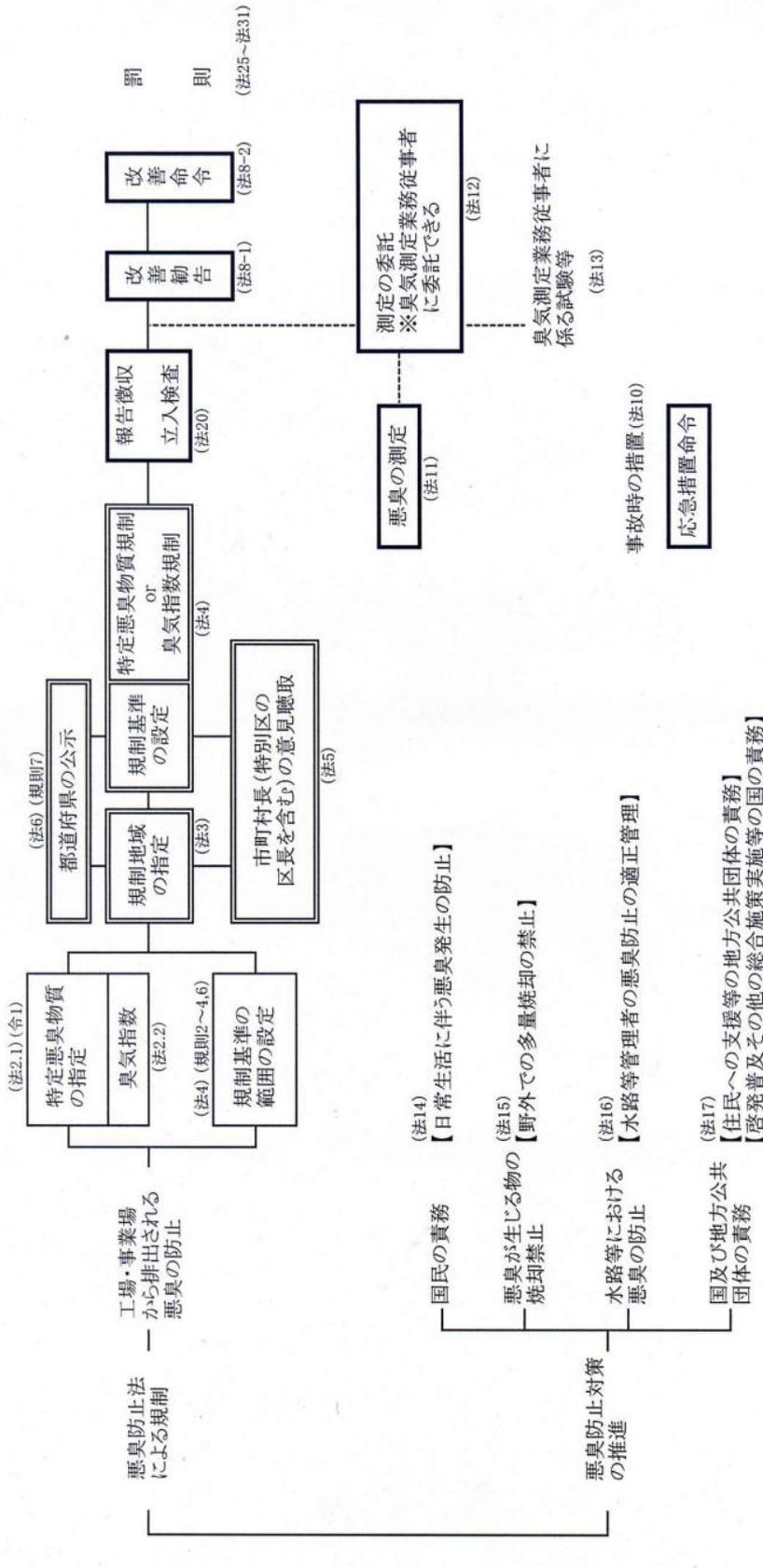
(2) 屋外における燃焼行為の制限(第122条)

何人も、みだりに、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭(不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある多種類の物質からなる臭気をいう。)を発生する物質であつて規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはなりません。

6 特定悪臭物質のにおいと主な発生源

物質名	におい	主な発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、カゴ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルペンタールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソペンタールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等

7 悪臭防止法の体系



- : 国が行う事務
- : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が行う事務
- : 市町村長(特別区の区長を含む)が行う事務

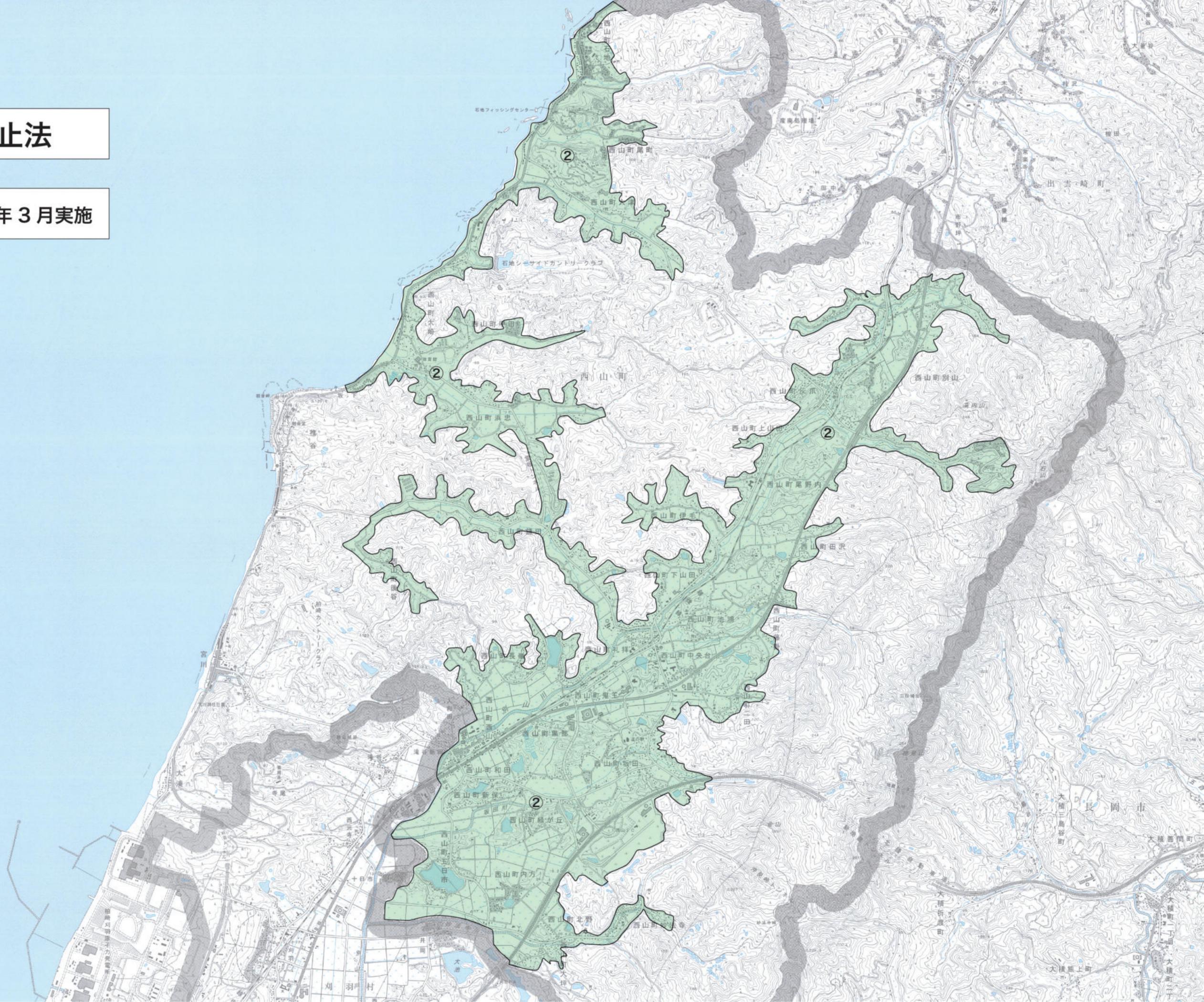
(注) 1. 図にあげた項目以外に、規制基準の遵守義務(法7)、国の援助(法18)、研究の推進等(法19)、条例との関係(法24)等について定めてある。
 2. 図中の()内は条文である。例えば(2.1)は法第2条第1項を示す。

悪臭防止法

令和5(2023)年3月実施

凡例

- ①：第1種区域
- ②：第2種区域
- ③：第3種区域

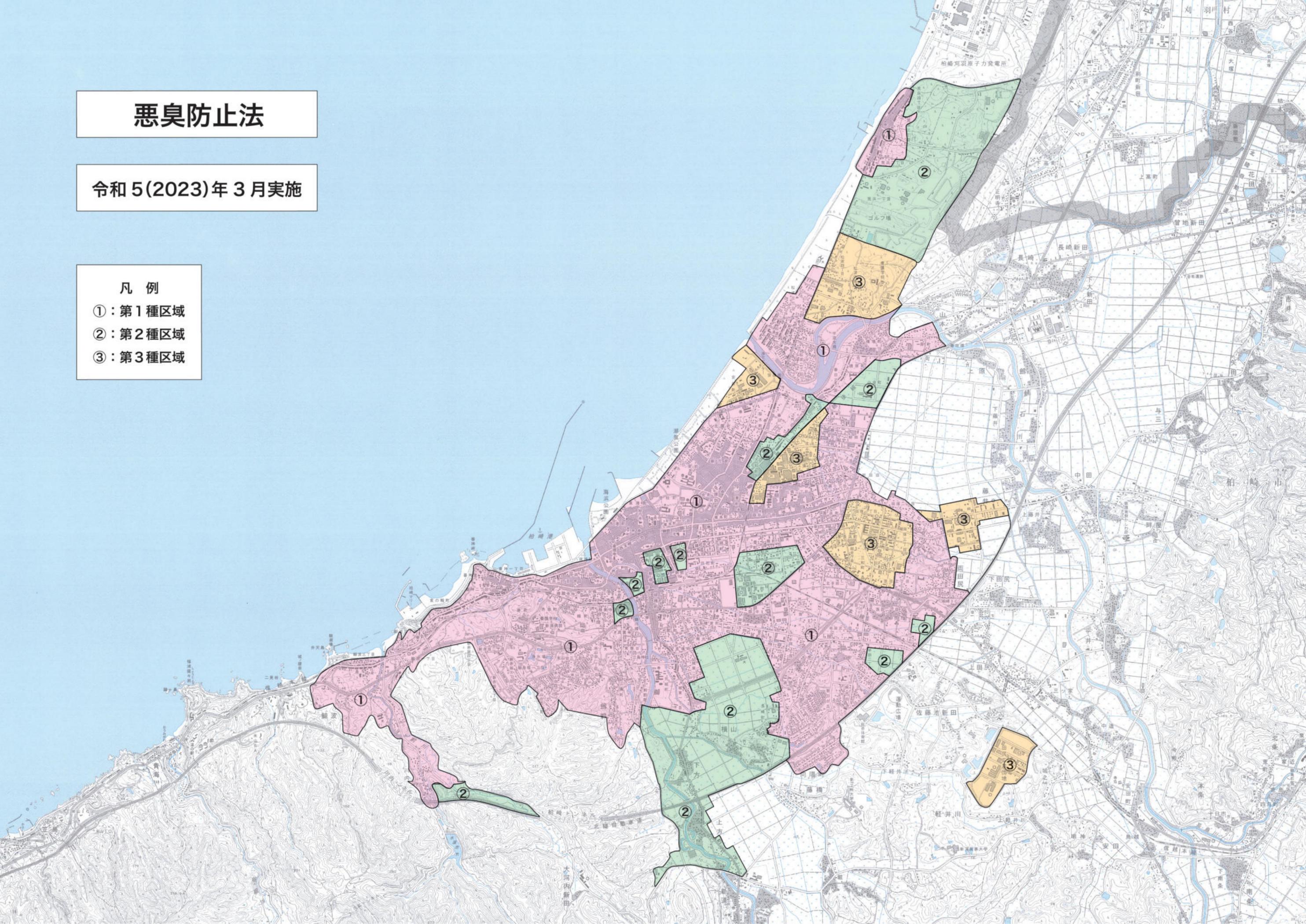


悪臭防止法

令和5(2023)年3月実施

凡例

- ①：第1種区域
- ②：第2種区域
- ③：第3種区域



柏崎市市民生活部環境課環境保全^課

〒945-0011 柏崎市松波四丁目 13 番 13 号

TEL 0257-23-5170 FAX 0257-24-4196

<http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp>



柏崎